

令和3年2月5日

施設管理課

緊急事態宣言の期間延長に伴う体育施設開場時間の短縮について

政府および岐阜県から発令された緊急事態宣言等が延長されたことにより、大垣市新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された開場時間短縮の方針に基づき、当連盟が管理する体育施設等の貸館業務は次のとおりとします。

つきましては、利用時間、利用方法等をご確認の上ご利用をお願いします。

1. 対象期間

令和3年3月7日（日）まで

※緊急事態宣言の状況により期間が変更となることがあります。

2. 利用時間・利用方法等

- 1) 庭球場、弓道場、トレーニング室、北公園陸上競技場等の個人で利用する施設は、午後8時に終了します。（利用方法、利用料は変わりません。）
- 2) 既に予約済みであっても、午後8時までとなります。次のいずれかで対応いただきます。
 - ①午後7時から午後8時までの1時間利用する（通常の利用料、照明代、暖房代でご利用いただきます）。
 - ②利用をキャンセルする（キャンセル料は発生しません）。
- 3) 昼夜を問わず、新規での利用はできません。
- 4) 大会や試合、会議室等での利用の場合、利用時間が午後9時までの許可証を発行済みであっても、午後8時までとします。

3. 感染防止対策

今回の緊急事態宣言で時間短縮での対応となりますが、「大垣市内体育施設貸館業務の再開にかかる新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル」に基づき、引き続き、手指消毒、3密回避、換気徹底など対策を実施します。